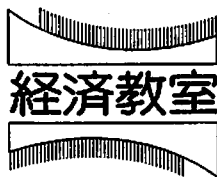


コンピュータ化と発展途上国からの輸入が増え、未熟練労働者の賃金には構造的に低下圧力がかかっている。これを救うには、未熟練労働者の雇用減少の懸念がある最低賃金上げより、米英で実績もある還付可能な税額控除制度のほうが、労働に対する誘因が強く、効果的である。

### 未熟練労働への需要大きく減少

体力の限界まで働けども低い所得しか得られない人々の苦しい生活が生々しく描写されたNHKの「ワーキングプア」は、私たちに大きな衝撃を与えた。格差の是非については様々な考え方があろうが、絶対的貧困世帯に対して政府が救いの手を差し伸べるべきだと考える人は多いだろう。



人は多いだろう。

そうした中、貧困対策として、実際に検討されている主なものには、最低賃金の引き上げ、未熟練労働者への技能訓練の実施、生活保護の拡充、還付可能な税額控除の導入の四つがある。望ましい政策を考える際には最低賃金労働者のメカニズムを把握し、それぞれの政策が労働者や雇用主に与える影響を冷静に検討する必要がある。

低賃金労働者発生の原因については多様な見方があるが、多くの研究結果を踏まえると需要と供給のバランスで賃金が決定された結果として低賃金

労働が発生しているという見方が有力である。この需給面の変化の中で特に大きいのが、発展途上国とコンピュータ

格が急落したコンピュータで代替され、単純事務に従事する未熟練労働者への労働需要も減少した。これら二つの変化の結果、未熟練労働者の賃金は低下した。発展途上国からの輸入の増加、コンピュータ化はかかなり前から進展していたのに、未熟練労働者と熟練労働者の間の賃金格差は最近までそれほど広がってこなかった。しかし、これは一九九〇

## 求められるワーキングプア救済策

# 「最低賃金」より税還付軸に

## 労働意欲阻害せず 所得上回る控除分を返還

均等に未熟練労働者の賃金が決まっているときに最低賃金が引き上げられると、コスト削減のため雇用主は未熟練労働者の雇用を減らす努力をするはずだ。例えば、ファミリーストランでもコーヒーのお代わりを持ってウエートレスがテーブルを回っているところをリンクバーでお代わり自由のところがあろう。

最低賃金が上がりウエートレスの賃金が上がれば、ドリンクバー方式を採用するファミリーストランが増えるはずだ。最低賃金がさらに上げられれば赤字になり、経営が厳

格が急落したコンピュータで代替され、単純事務に従事する未熟練労働者への労働需要も減少した。これら二つの変化の結果、未熟練労働者の賃金は低下した。発展途上国からの輸入の増加、コンピュータ化はかかなり前から進展していたのに、未熟練労働者と熟練労働者の間の賃金格差は最近までそれほど広がってこなかった。しかし、これは一九九〇

に当てはまるが、限られた予算で最大の効果をおよぼすには、納税者の理解を得る必要がある。一例として低賃金労働者の賃金に政府が補助金を上乗せする賃金補助政策がある。例えば、時給七百五十円で働いている人が労働時間の標準的な年間フルタイムで働いても年収は百五十万円、家族を抱えて生活するには苦しい年収である。

そこで、仮に政府が時給の二割分の百五十円を補助金として上乗せすれば、労働時間が不変でも年収は百八十万円になる。政府の補助金を足したあとの実質的な時給は九百円だから、労働へのインセンティブも強くなる。

年代に大学進学率が急上昇して熟練労働者の供給が増えた影響が大きい。今後、発展途上国との貿易が一段と盛んになり、コンピュータ価格がさらに下がり、大学進学率が頭打ちになれば未熟練労働者と熟練労働者の格差は拡大し、未熟練労働者の絶対的賃金水準が下落すると考えられる。鎖国をして、コンピュータの利用を禁止するの

は、私たちの生活水準を大きく下げ、現実的ではない。ではどんな貧困対策が望ましいのか。

生活保護増額 有効性は疑問

全国的に設定すれば、低賃金地域の未熟練労働者の雇用機会を減少させる可能性が高い。また、最低賃金労働者には学生のアルバイトや主婦のパートもいて、必ずしも貧困世帯の構成員とは限らないとの指摘もある。最低賃金の引き上げには財源が不要なため、比較的容易に実現できる貧困対策としてよく議論されるが、副作用も十分認識すべきである。次に労働者側に働きかける政策として、未熟練

追加的な労働所得を得ても手取り総額は増えない仕組みになっている。実際には生活保護を受け給するには窓口での厳しい資格審査があるうえ、申請への心理的な抵抗も大きいので、家計の所得が最低生活費を下回る世帯のうち実際に生活保護を受給している世帯は多くても二割程度ではないかとの指摘がなされている。しかし、現在の制度

このような賃金補助政策は非現実的に聞こえるかもしれないが、実は還付可能な税額控除制度を導入することで実行可能だ。わが国の所得税は所得額から控除額を差し引いたものに課税する仕組み



川口 大司  
一橋大学准教授

### 納税者番号の導入不可欠に

東京大学の玄田有史氏の最近の研究によれば、若年非就業者には働いたとしても低い賃金しか得られないと予想される人々が多いという。賃金補助によって若年非就業者の予想賃金を上昇させることができれば、有効な二つ対策ともなりうる。

みになっていくが、控除額が所得額を上回っても、税額がゼロになるだけだ。そこで控除額が所得額を上回るとき、上回った分に依存した還付金を受け取れるようにする。これが還付可能な税額控除制度である。控除額を労働所得にうまく依存させれば貧困世帯のみを対象にした賃金補助を行うことは可能だし、実際に米国や英国ではすでに導入され福祉改革を成功に導いている。

かわぐち・だいじ 71年生まれ。早大経済学部卒。ミシガン州立大学経済学博士。専門は労働経済